

○総務省告示第四百十七号

東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律（平成二十三年法律第九十八号）第三条第一項の規定に基づき、次に掲げる市町村を指定市町村として指定する。

平成二十三年九月十六日

総務大臣 川端 達夫

福島県

いわき市 田村市 南相馬市

川俣町 広野町 楡葉町 富岡町 大熊町 双葉町 浪江町

川内村 葛尾村 飯舘村